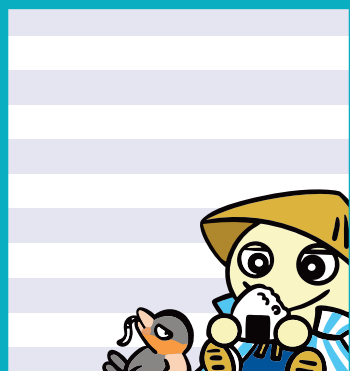
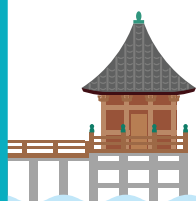


保証制度セレクション

令和8年度版



選べる安心、
見つかる最適。



中小企業のみなさまのさまざまな
資金ニーズに応える保証制度を、
わかりやすくご紹介します。



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会

政策推進資金 **女性活躍推進枠**

滋賀県信用保証協会は、金融支援を通じて女性活躍推進企業をサポートします！

対象者	女性活躍推進に取り組み、「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」の認証を取得している中小企業者等																																																					
資金使途	事業資金（運転資金・設備資金） ※事業の拡大や経営課題の解決に資する資金																																																					
保証限度額	5,000万円																																																					
融資利率	年1.95%																																																					
保証期間	10年以内（据置2年以内）																																																					
保証料率	<p>認証区分に応じて保証料率が変動 ▶ 0.00～1.70% (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">料率区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般保証の場合</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">滋賀県 女性活躍 推進企業認証</td> <td>三つ星</td> <td>1.40</td> <td>1.25</td> <td>1.05</td> <td>0.85</td> <td>0.65</td> <td>0.50</td> <td>0.30</td> <td>0.10</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>二つ星</td> <td>1.50</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>0.95</td> <td>0.75</td> <td>0.60</td> <td>0.40</td> <td>0.20</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>一つ星</td> <td>1.70</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>0.95</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般保証より最大0.5%割引!</p> <p>※会計参与設置法人及び有担保の場合は、さらに0.1%ずつ割引可</p>	料率区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	一般保証の場合		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	滋賀県 女性活躍 推進企業認証	三つ星	1.40	1.25	1.05	0.85	0.65	0.50	0.30	0.10	0.00	二つ星	1.50	1.35	1.15	0.95	0.75	0.60	0.40	0.20	0.15	一つ星	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.30
料率区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9																																												
一般保証の場合		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																												
滋賀県 女性活躍 推進企業認証	三つ星	1.40	1.25	1.05	0.85	0.65	0.50	0.30	0.10	0.00																																												
	二つ星	1.50	1.35	1.15	0.95	0.75	0.60	0.40	0.20	0.15																																												
	一つ星	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.30																																												

中小企業者向け制度融資のご案内
及び認証制度の詳細や認証企業
一覧については、こちらから



滋賀県ホームページ
中小企業者向け制度融資のご案内



滋賀県ホームページ
認証制度の詳細・認証企業一覧

お申込みはお近くの
商工会・商工会議所まで



お問い合わせ



きっかけは、その保証でありたい
滋賀県信用保証協会

〒520-0806 大津市打出浜2-1「コラボしが21」7・8階

保証部 保証第1課 / 第2課
TEL:077-511-1321/1322

<https://www.cgc-shiga.or.jp>



当協会
ホームページ

『支援機関連携』×『モニタリング』で早期支援！

モニタリング強化型特別保証

対象者

認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している方。

なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。

保証限度額

2億8,000万円（組合等 4億8,000万円）

対象資金

事業資金

保証料率

初年度（令和8年3月16日～令和9年3月31日）【1/2相当補助】

(%)

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助率	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※令和9年4月1日以降の保証申込について、補助の有無や補助を実施する場合の補助率は未定。

※有担保割引、会計参与設置会社割引、その他定性要因割引は対象外。

※条件変更保証料は補助対象外。

※事業者選択型経営者保証非提供制度の上乗せ保証料は補助対象外。

保証期間

一括返済の場合…1年以内

分割返済の場合…10年以内（据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）

取扱期間

令和8年3月16日から令和11年3月31日までに保証申込を受け付けたもの。

備考

【中小企業者・認定経営革新等支援機関の実施内容及び金融機関の責務】

月次で認定経営革新等支援機関によるモニタリングを実施。金融機関及び保証協会に対しては年次のモニタリング報告に加え、経営状況の変化を察知した場合は随時報告する。

経営者保証を不要とする 取り扱いをおこなっています



信用保証料の上乗せなし

通称	要件
金融機関連携型	<ul style="list-style-type: none"> 取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保がない融資残高がある(もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う)。 「直近決算において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。 法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。
財務要件型	<ul style="list-style-type: none"> 直近決算において一定の財務要件を満たしている。(※純資産額5千万円以上、自己資本比率20%以上など) 「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります。 なお、信用保証料割引のある「財務要件無保証人保証割引制度(ロングラン70財務型)」もご利用いただけます。
担保充足型	<ul style="list-style-type: none"> 法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保が図られている。

信用保証料の上乗せあり

	1 事業者選択型経営者保証 非提供制度(横断的) (各信用保証制度と組み合わせて利用できます)	2 事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証制度 (国補助制度) [取り扱い期間] 令和6年3月15日～令和9年3月31日	3 経営支援資金 (経営者保証非提供促進枠)
ご利用いただける方	次の(1)～(5)をすべて満たす法人 (1)過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 (2)直近決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 (3)次のいずれかを満たすこと。 ① 直近決算において債務超過でない。 ② 直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。 (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。 (5)保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。		
保証料率	ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合 各信用保証制度の保証料率に0.25%上乗せ ご利用いただける方(3)①または②のいずれか一方を満たす場合、または法人の設立後2事業年度の決算がない場合 各信用保証制度の保証料率に0.45%上乗せ	ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合 0.70%～2.15%(所定の保証料率に0.25%上乗せ) ご利用いただける方(3)①または②のいずれか一方を満たす場合、または法人の設立後2事業年度の決算がない場合 0.90%～2.35%(所定の保証料率に0.45%上乗せ) ②、③については、国からの保証料補助があります。 保証料補助 当協会申込受付日 令和8年4月1日～令和9年3月31日 0.05%	

その他、各保証の制度要綱等に基づき経営者保証を不要とする保証制度

- 事業承継特別保証制度
- 経営改善サポート保証(経営改善・再生支援強化型)
- スタートアップ創出促進保証制度
- プロパー融資借換特別保証制度
- 流動資産担保融資保証制度(ABL保証)
- 特定社債保証制度

ご相談・お問い合わせは 保証部 保証第1課/第2課
TEL: 077-511-1321/1322

経営者保証を不要とする
取り扱いについて ▶



創業をお考えなら

経営者保証不要!

金融機関から融資を受ける際、
経営者が会社の連帯保証人となる
必要はありません。

スタートアップ創出 促進保証制度

ご利用いただける方は、次のいずれかに該当する方です。

創業を予定されている方

- 事業を営んでいない個人で、2か月以内(※)に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある

※市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内となります。

- 分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人

創業後5年未満の法人

- 事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である
- 分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である
- 事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である

金融機関及び当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。
なお、ご利用いただける法人の企業形態は、会社法第2条第1項に定める株式会社、合名会社、合資会社、合同会社です。

スタートアップ創出促進保証制度の概要

保証限度額	3,500万円	責任共有制度	対象外(100%保証)
対象資金	運転資金、設備資金	申込方法	金融機関経由
返済方法	原則均等分割返済	保証期間	10年以内 (据置期間1年または3年以内(※))
担保	不要	保証人	不要
融資利率	金融機関所定利率	保証料率	1.20% (創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せ)
添付書類	創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)		

※次のいずれかに該当する場合、3年以内とすることができます。なお、プロパー借入とは、信用保証協会の保証を付さない借入をいいます。

- ①本保証付借入と原則同時に、申込金融機関からプロパー借入をする
- ②保証申込時にプロパー借入の残高がある

借入前にご確認ください

創業を予定されている方、または
税務申告1期末終了の方は、
創業資金総額の**1/10以上の自己資金**が
必要となります。

ガバナンス体制の確認

本保証制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関するチェック(※)を受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(写)を金融機関に提出してください。

※持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させるためにはガバナンス体制の整備・強化が必要であり、中小企業活性化協議会が「経営の透明性」「法人個人の分離」「財務基盤の強化」等についてチェックを行います。

金融機関と協調して支援!

協調支援型特別保証

対象者

次の要件(1)または(2)のいずれかに該当する方。

- (1) 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること。
- (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

保証限度額

2億8,000万円(組合等 4億8,000万円)

対象資金

事業資金

保証料率

0.45~1.90% ※左記保証料率より下記の保証料補助あり

保証料補助

- 要件(1) ▶ 初年度**……協会申込日 令和7年3月14日~令和8年3月31日:保証料補助率1/2相当
次年度……協会申込日 令和8年4月1日~令和9年3月31日:保証料補助率1/3相当
最終年度……協会申込日 令和9年4月1日~令和10年3月31日:保証料補助率1/4相当
- 要件(2) ▶**保証料補助率1/4相当

保証期間

- 一括返済の場合…1年以内
分割返済の場合…10年以内(据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)

取扱期間

令和7年3月14日から令和10年3月31日までに保証申込を受け付けたもの。

GX・DXに取り組まれる方に!

政策推進資金(GX・DX推進枠)

対象者

次のいずれかに該当する方。

- ① 脱炭素、省エネ、水質・大気汚染対策、ネイチャーポジティブ対応等GXに係る取り組み、設備を導入しようとする方。
- ② 県が行う「しがCO₂ネットゼロ」ムーブメントの取り組みに賛同するとともに、別に定める省エネ、CO₂排出量削減等に係る設備を導入しようとする方。
- ③ 経営課題の解決や成長・競争力の強化を図るため、デジタル技術の活用や、システムの導入によりDXに取り組む方。

保証限度額

対象者①:1億円 / 対象者②:1,000万円 / 対象者③:3,000万円

対象資金

経営課題の解決や生産性の向上を図るための脱炭素化等に向けたGXの取り組みや、デジタル技術の活用等によるDXの取り組みに必要な設備資金及び運転資金

融資利率

年1.95%

保証料率

対象者①・③の場合:0.45~1.90% / 対象者②の場合:0.00~1.40%

保証期間

10年以内(据置2年)

目次

創業期の保証制度	P7
創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証、開業資金(創業枠) (創業サポート枠)(女性創業枠)(北部振興枠)、長浜市創業支援資金	
発展期の保証制度	P8
一般保証、スピードパッケージ・ウィズ2024、当座貸越根保証、事業者カードローン 当座貸越根保証、小規模事業者カードローン当座貸越根保証(カードSmile)、短期 継続融資保証(ケイゾク(通常枠)(税理士連携枠)(金融機関モニタリング枠))、 短期事業資金(通常枠)、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証(国補助 制度)、経営支援資金(経営者保証非提供促進枠)、プロパー融資借換特別保証、 SDGsトライアル保証、SDGsステップアップ保証、政策推進資金(GX・DX推進枠)、 プロパー協調融資保証(アシストライン)、事業性評価保証(リレーション)、協調 支援型特別保証、政策推進資金(がんばる企業応援枠)、モニタリング強化型特別 保証、政策推進資金(がんばる企業応援枠2)、政策推進資金(女性活躍推進枠)、 特別大口無担保保証(ロングラン70)、財務要件型無保証人保証、特定社債保証、 流動資産担保融資保証(ABL保証)	
小規模事業者の方に	
経営支援資金(小規模企業者枠)、小口零細企業保証(全国小口保証)、経営支援 資金(小規模企業者特別枠)	
自然災害や社会的・経済的環境の変化による 経営安定のための保証制度	P11
経営安定関連保証(セーフティネット保証)、セーフティネット資金(新規枠)(借換枠)、 緊急経済対策資金(新規枠)(借換枠)	
経営改善・再生支援に関する保証制度	P11
経営力強化保証、セーフティネット資金(経営力強化新規枠)(経営力強化借換枠)、 事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)、政策推進資金(再生 支援枠)	
事業承継・廃業に関する保証制度	P12
事業承継特別保証、経営承継借換関連保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連 保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、政策推進資金(事業 承継枠)、事業承継サポート保証	
当協会独自の信用保証料率割引	P13
滋賀県内各市町の保証料・利子補助について(令和8年4月1日現在) ...	P14
信用保証料について	P15
信用保証料率表(令和8年4月1日現在)	P16

創業期の保証制度

これから創業をお考えの方や創業間もない方向けに店舗の開設等の準備資金や事業が軌道に乗るまでの資金を支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
創業関連保証 ☆責任共有制度対象外	創業をお考えの方、または創業後5年未満の方	3,500万円 (*1)	金融機関所定	1.00% (割引制度P13参照)	10年以内 (1年)
再挑戦支援保証 ☆責任共有制度対象外	創業をお考えの方、または創業後5年未満の方で、過去営んでいた事業の廃止経験がある方			1.00%	10年以内 (1年)
スタートアップ創出促進保証 ☆責任共有制度対象外 ♡経営者保証不要	創業をお考えの方、または創業後5年未満の方で、一定の要件を満たす法人			1.20%	10年以内 (1年) ^(*4)
開業資金(創業枠) 県 ☆責任共有制度対象外 一般保証は責任共有制度対象	創業をお考えの方、または創業後5年未満の方で滋賀県が定める要件を満たす方	運転・設備合計 2,500万円 ^(*2)	1.70%	1.00% ^(*3) 一般保証 0.37~1.82%	7年以内 (1年)
開業資金(創業サポート枠) 県 ☆責任共有制度対象外 一般保証は責任共有制度対象	開業資金(創業枠)の対象者で滋賀県が定める要件を満たす方			0.50% ^(*3) 一般保証 0.00~1.32%	
開業資金(女性創業枠) 県 ☆責任共有制度対象外	創業をお考えの方、または創業後5年未満の女性で滋賀県が定める要件を満たす方	運転・設備合計 1,000万円 ^(*2)	0.70% ^(*3)		
開業資金(北部振興枠) 県 ☆責任共有制度対象外	北部地域で創業をお考えの方、または創業後5年未満の方で滋賀県が定める要件を満たす方	運転・設備合計 1,000万円 ^(*2)			
長浜市創業支援資金 市 ☆責任共有制度対象外 (*5)	創業をお考えの方、または創業後3年未満の方で長浜市が定める要件を満たす方	運転・設備合計 2,000万円	1.20% 但し保証金額 1千万円までは 1.00%	0.50% 但し保証金額 1千万円までは 0.00%	

*1 創業関連保証、スタートアップ創出促進保証及び再挑戦支援保証を合算して3,500万円。

*2 創業枠、創業サポート枠、女性創業枠及び北部振興枠の融資残高を含めて2,500万円。

*3 経営者保証免除対応を適用する場合(スタートアップ創出促進保証を利用する場合)は、0.2%上乗せとなります。

*4 プロパーとの協調融資または保証申し込み時にプロパー融資残高がある場合は据置3年以内とすることが可能です。

*5 利用状況によって年度内に制度が終了する可能性があります。

◆創業サポート枠対象者◆

(ア) 認定特定創業支援等事業の支援を受けた方で市町の証明を受けた方(保証限度額が3,000万円まで利用可能)

(イ) 県内インキュベーション施設の入居者(ただし、創業準備オフィスについては、退去後5年まで可)

(ウ) 県の定める創業支援施策の対象者であることの証明を受けた方

(エ) 商工会議所、商工会、産業支援プラザの経営支援(認定特定創業支援等事業に準ずる支援^(*))を受け、証明を受けた方

(オ) 滋賀県信用保証協会の創業支援を受け、証明を受けた方

* 認定特定創業支援等事業に準ずる支援とは ①経営、②財務、③人材育成、④販路開拓の知識が身につく継続的な支援。
(商工会議所等が自ら実施する創業塾や窓口相談等。①~④の全項目についての支援が必要。)商工会議所等で修了の確認が取れば外部セミナーも対象となります。

◎大学連携信用保証料割引制度

創業関連保証、スタートアップ創出促進保証、開業資金(創業サポート枠)については要件を満たすと大学連携信用保証料割引制度の対象となります。(詳細はP13をご覧ください。)

発展期の保証制度

新商品・サービスの開発や設備投資に加え、収支ズレや季節要因等によって生じる資金繰りを支援するための保証制度です。

保証の名称		対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
一般保証		(法人) 滋賀県内に本店または事業所を有する企業 (個人) 住居または事業所のいずれかが滋賀県内にある方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.45~1.90%	原則 運転 7年以内 設備 15年以内
スピードパッケージ・ウィズ2024		一定の要件を満たし、提携金融機関の推薦があって迅速な融資を必要とする方 ※保証申込に際して金融機関より事前の相談が必要	1億6,000万円 ※格付及びカテゴリにより異なる		0.35~1.35% 協調融資あり 0.30~1.20%	10年以内 (1年)
当座貸越根保証		借入限度額内で借入を反復継続して行いたい方	100万円~ 2億8,000万円		0.39~1.62% (特殊保証料率)	1年または 2年
事業者カードローン 当座貸越根保証			100万円~ 2,000万円			
小規模事業者カードローン 当座貸越根保証 (カードSmile)		借入限度額内で借入を反復継続して行いたい小規模事業者	50万円~500万円 ※白色申告の個人事業者は50万円~200万円			
(*2) 短期継続 融資保証 (ケイゾク)	通常枠	資本性に近い資金供給をお求めの方	1,500万円(*1)	金融機関 所定	0.45~1.90% 0.35~1.80%	運転 12か月以内
	税理士 連携枠	税理士による月次管理をされている方で資本性に近い資金供給をお求めの方	3,000万円(*1)			
	金融機関 モニタ リング枠	金融機関による事業性評価と定期的なモニタリングを実施されている方で資本性に近い資金供給をお求めの方	2,000万円			
短期事業資金(通常枠)県		原則、直近2期平均の経常利益が1,000万円以下の方	1,500万円	2.90%	0.45~1.90%	1年以内
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証 (国補助制度) ※詳細はP3参照 ◎経営者保証不要		保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを希望する一定の要件を満たす法人	8,000万円(*3)	金融機関 所定	0.65~2.30%	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (1年)
経営支援資金 (経営者保証非提供促進枠) ◎経営者保証不要 県				2.20%		10年以内 (1年)
プロパー融資借換特別保証 ◎経営者保証不要		申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けている一定の要件を満たす法人	2億8,000万円(*4) 組合等 4億8,000万円(*4)	金融機関 所定	0.45~1.90%	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (1年)
SDGsトライアル保証		本業を通じた持続可能性社会実現のために必要とする事業性資金をお求めの方	1,000万円	金融機関 所定	0.45~1.90% 継続時 (目標達成の場合) 0.25~1.70%	初年度~3年目 短期12か月以内 2年目以降 長期7年以内
SDGsステップアップ保証		SDGsに賛同し、すでにその目標に向けた取り組みを始めており、本業を通じた持続可能性社会実現のために必要とする事業性資金をお求めの方	3,000万円		0.25~1.70%	運転 10年以内 (5年) 設備 15年以内 (5年)

*1 通常枠・税理士連携枠と合算で3,000万円以内。

*2 通常枠・税理士連携枠・金融機関モニタリング枠合算で平均月商の3か月以内。

*3 経営安定関連保証4号または5号に係るものについては上記と別に8,000万円。

*4 申込金融機関における保証限度額は、申込金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
政策推進資金 (GX・DX推進枠) 県	次のいずれかに該当する方 ①脱炭素、省エネ、水質・大気汚染対策、ネイチャーポジティブ対応等GXに係る取り組みや、設備を導入しようとする方 ②県が行う「しがCO ₂ ネットゼロ」ムーブメント」の取り組みに賛同するとともに、別に定める省エネ、CO ₂ 排出量削減等に係る設備を導入しようとする方 ③経営課題の解決や成長・競争力の強化を図るため、デジタル技術の活用や、システムの導入によりDXに取り組む方	対象者①1億円 対象者②1,000万円 対象者③3,000万円	1.95%	対象者①・③の場合 0.45~1.90% 対象者②の場合 0.00~1.40%	10年以内 (2年)
プロパー協調融資保証 (アシストライン)	信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円	金融機関 所定	0.35~1.90%	15年以内 (6か月)
事業性評価保証 (リレーション)	金融機関による事業性評価が行われていて、信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円	金融機関 所定	0.35~1.80%	15年以内 (1年)
協調支援型特別保証 ※詳細はP5参照	信用保証付融資と金融機関プロパー融資を組み合わせることなどにより、金融仲介機能の一層の強化を図り、多岐にわたる経営課題解決を図りたい方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.30~1.43%	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (運転1年、 設備3年)
政策推進資金 (がんばる企業応援枠) 県	協調支援型特別保証の対象者で、滋賀県が定める要件を満たす方	2億8,000万円	2.20% 以内	0.30~1.15%	10年以内 (運転1年、 設備3年)
モニタリング強化型 特別保証	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している方 ^(*)	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.23~0.95%	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (運転1年、 設備3年)
政策推進資金 (がんばる企業応援枠2) 県	モニタリング強化型特別保証の対象者で、滋賀県が定める要件を満たす方		2.20% 以内		10年以内 (運転1年、 設備3年)
政策推進資金 (女性活躍推進枠) 県	女性活躍推進に取り組み、「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」の認証を取得している方	5,000万円	1.95%	三つ星の場合 0.00~1.40% 二つ星の場合 0.15~1.50% 一つ星の場合 0.30~1.70%	10年以内 (2年)
特別大口無担保保証 (ロングラン70) ⚠財務要件あり	一定の財務要件を満たし、金融機関の推薦があって大口の資金を必要とされている方	2億円	金融機関 所定	0.36~1.52%	一括返済 7年以内 分割返済 10年以内 (2年)

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
財務要件型 無保証人保証 (*2) ⬢財務要件あり ⬢経営者保証不要	一定の財務要件を満たす方で、 経営者の保証なしで資金調達を お考えの方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.45~1.90%	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内(1年)
特定社債保証 (*3) ⬢適債要件あり ⬢経営者保証不要	社債を発行して資本市場から直 接資金調達を行いたい方	4億5,000万円 80%保証であり社債 の最高発行限度額は5 億6,000万円 (最低発行額) 3,000万円	発行体 所定利率	0.40~1.76%	2年以上 7年以内
流動資産担保融資保証 (ABL保証) (*3) ⬢経営者保証不要	売掛金(電子記録債権)や商品 在庫等を担保にして資金調達さ れたい方 (*4)	2億円 (融資額2億5,000万円 の保証割合80%)	金融機関 所定	0.68%	根保証1年 (更新可) 個別保証1年以内

- *1 当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限りま。
- *2 財務要件型無保証人保証は要件を満たせば財務要件型無保証人保証割引制度の対象となります。(詳細はP13をご覧ください。)
- *3 特定社債保証と流動資産担保融資保証(ABL保証)は固有の手続きがありますので、具体的なお申込みにあたっては、事前にお問い合わせください。
- *4 流動資産担保融資保証(ABL保証)の譲渡担保の対象となる売掛債権は売掛金債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、その他の報酬債権、工事請負代金債権等です。

◆特別大口無担保保証(ロングラン70)、財務要件型無保証人保証、特定社債にかかる要件◆

資格要件			
項目	基準1	基準2	基準3
純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
(1) 自己資本比率 (2) 純資産倍率	20%以上 2.0倍以上	20%以上 1.5倍以上	15%以上 1.5倍以上
(3) 使用総資本事業利益率 (4) インタレスト・カバレッジ・レシオ	10%以上 2.0倍以上	10%以上 1.5倍以上	5%以上 1.0倍以上
基準1、基準2あるいは基準3においてそれぞれ(1)または(2)で1項目及び(3)または(4)で1項目該当する必要があります。			

小規模事業者の方に

常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人。ただし、サービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人)以下の小規模企業の方を支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
経営支援資金 (小規模企業者枠) 県	原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模事業者の方	1,500万円	2.15%	0.45~1.20%	7年以内 (1年)

常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人。ただし、サービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人)以下の小規模企業(特定非営利活動法人除く(*))の方を支援する保証制度です。
* 医業を主たる事業とする特定非営利活動法人は申込可能です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
小口零細企業保証 (全国小口保証) ☆責任共有制度対象外	申込金額を含めて保証協会付融資残高が2,000万円以下の小規模事業者の方	2,000万円	金融機関 所定	0.50~2.20% (割引制度P13参照)	運転 7年以内 設備 15年以内
経営支援資金 (小規模企業者特別枠) 県 ☆責任共有制度対象外	申込金額を含めて保証協会付融資残高が2,000万円以下の小規模事業者でかつ原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模事業者の方	1,000万円	1.95%	0.50~1.20%	7年以内 (1年)

自然災害や社会的・経済的環境の変化による経営安定のための保証制度

経済危機時の売上の急減や自然災害時において設備の損壊や風評被害等により事業継続が困難な状況となった場合など信用取引の収縮が生じた際に資金調達ができるよう支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 認定要件5号	属している業種の業況悪化により、市町村長の証明を受けた方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.80%	運転 10年以内 (1年) 設備 15年以内 (1年)
セーフティネット資金 (新規枠) ^(※1) 県		1億円	1.70%	0.80%	10年以内 (2年)
セーフティネット資金 (借換枠) ^(※1) 県		2億2,000万円 (増額分含む)	2.20%	0.80%	10年以内 (2年)
緊急経済対策資金 (新規枠) 県	セーフティネット資金(新規枠)の対象者でないもので滋賀県が定める要件を満たす方	5,000万円	1.95%	0.45~1.20%	7年以内 (1年)
緊急経済対策資金 (借換枠) 県	セーフティネット資金(借換枠)の対象者でないもので滋賀県が定める要件を満たす方	8,000万円 (増額分含む)	2.20%		10年以内 (2年)

※1 セーフティネット資金(新規枠)で上限1億円、セーフティネット資金(借換枠)で上限2億2,000万円。

◆認定要件◆

- 【1号】大型倒産(再生手続開始申立等)発生により影響を受ける方
- 【2号】取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける方
- 【3号】突発的災害(事故等)により影響を受ける方
- 【4号】突発的災害(自然災害等)により影響を受ける方
- 【5号】業況の悪化している業種に属することにより影響を受ける方
- 【6号】金融機関の破綻により影響を受ける方
- 【7号】金融機関の経営の相当程度の合理化(支店の削減等)に伴って借入れが減少している方
- 【8号】整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生の可能性があると判断される方

経営改善・再生支援に関する保証制度

売上減少等で収益性が悪化し、約定返済が困難となった場合、経営改善計画を策定し、これに沿った既存融資の借換等や新規融資により、資金繰りを支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自らが策定した事業計画を基に経営力の強化に取り組む方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	経安関連保証 0.80% 一般保証 0.45~1.75%	一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内(1年) 設備 7年以内(1年) 保証付き既往借入金を借り換える場合は10年以内(1年)
セーフティネット資金 (経営力強化新規枠) 県	経営力強化保証の対象者で、滋賀県が定める要件を満たす方	2億8,000万円	1.70%	0.45~1.75%	
セーフティネット資金 (経営力強化借換枠) 県			2.20% 以内		
事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	借入過大、物価高、人手不足等の影響により業況が悪化する中、債権者間の合意が取れている経営改善計画を基に事業の再生に取り組む方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.40%	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (3年)

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
政策推進資金 (再生支援枠) 県	【一般保証】 中小企業活性化協議会等の支援により経営改善計画を策定し、滋賀県が定める要件を満たす方	1億円	金融機関 所定	0.37~1.82%	10年以内 (2年) 特に認める場合 15年以内 (2年)
	【借換・改善サポート(経営改善・再生支援強化型)】 借入過大、物価高、人手不足等の影響により業況が悪化する中、事業再生計画の策定支援機関等の指導を受けて作成した計画に従って事業再生を行う借換融資が必要な方				10年以内 (3年) 特に認める場合 15年以内 (3年)

◆事業再生計画実施関連保証を利用する際に必要な計画策定支援機関等◆

- | | |
|--------------------------------|----------------------------|
| ①中小企業基盤整備機構 | ⑦私的整理に関するガイドライン |
| ②認定支援機関(中小企業活性化協議会・産業復興相談センター) | ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン |
| ③特定認証紛争解決手続 | ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドライン |
| ④整理回収機構 | ⑩中小企業基盤整備機構が出資した投資事業有限責任組合 |
| ⑤地域経済活性化支援機構 | ⑪経営サポート会議 |
| ⑥東日本大震災事業者再生支援機構 | ⑫認定経営革新等支援機関 |

事業承継・廃業に関する保証制度

事業を経営者の親族や役員・従業員へ承継しようとお考えの方、または事業を撤退しようとお考えの方に必要な資金を支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
事業承継特別保証 ⚠財務要件あり ⚠経営者保証不要	一定の財務要件を満たし、事業承継時における資金調達をお考えの中小企業者	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.45~1.90% 一定の要件を満たす場合(*2) 0.20~1.15%	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (1年)
経営承継借換関連保証(*1) ⚠財務要件あり ⚠経営者保証不要	経営者が経営者保証を提供していることによって事業活動の継続に支障が生じているとして経済産業大臣の認定を受けた事業承継を予定する中小企業者	2億8,000万円			0.45~1.90%
経営承継関連保証(*1)	経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴って事業活動に支障が生じていることについて経済産業大臣の認定を受けた方			1.15%	
特定経営承継関連保証(*1)	経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴って事業活動に支障が生じているとして経済産業大臣の認定を受けた中小企業の代表者				
経営承継準備関連保証(*1) ⚠一部経営者保証不要	後継者の確保が困難等に起因する事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行おうと経済産業大臣の認定を受けた中小企業者				
特定経営承継準備関連保証(*1)	後継者の確保が困難等に起因する事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行おうと経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人				

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
政策推進資金 (事業承継枠) ^(※1)	滋賀県 安定的な経営権の確保により滋賀県内で事業継続を図る方で滋賀県の定める要件を満たす方	1億円	1.70%	0.45~1.20% 一定の要件を満たす場合 ^(※2) 0.20~0.45%	10年以内 (1年) (2年) ^(※3)
事業承継サポート保証	持株会社を活用した事業承継対策をご検討されている方	2億8,000万円	金融機関 所定	1.15%	15年以内 (2年)

*1 事業承継に関する特例をご利用の場合は、経済産業大臣の認定が必要です。

*2 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合。

*3 事業承継特別保証利用の場合は据置期間1年以内、それ以外は2年以内。

当協会独自の信用保証料率割引

割引の名称	対象者	割引対象の保証制度	割引制度適用後 保証料率	取扱期間
商工会・商工会議所 連携保証料割引制度	次の①~③すべてを満たす方 ①1期(6か月)以上の決算を実施していること ②条件変更等による返済緩和を受けていないこと ③商工会・商工会議所の経営指導を6か月以上受けていること	①小口零細企業保証 (全国小口保証) ②創業関連保証	①0.45~1.98% ②0.90%	令和9年3月31日 保証申込(当協会 受付)分まで
大学連携信用保証料 割引制度	次の①または②に該当し既保証付融資が条件変更等の返済緩和を受けていない方 ①当協会と連携協定を締結する大学に在籍する方または卒業から創業までの期間が5年以内の方 ②当協会が連携協定を締結する大学の大学発ベンチャー認定制度の認証を受けた方	対象者① 開業資金 (創業サポート枠) 対象者② 開業資金 (創業サポート枠) 創業関連保証 スタートアップ創出 促進保証	開業資金 (創業サポート枠) 0.00% ※スタートアップ 創出促進保証利 用時は0.20% 創業関連保証 0.50% スタートアップ創出 促進保証 0.70%	令和9年3月31日 保証申込(当協会 受付)分まで

*小口零細企業保証の詳細はP10をご覧ください。

*創業関連保証、開業資金、スタートアップ創出促進保証の詳細はP7をご覧ください。

割引の名称	対象者	割引対象の保証制度	割引制度適用後 保証料率	取扱期間
財務要件型無保証人保証 割引制度 (ロングラン70財務型) 👉経営者保証不要	財務要件型無保証人保証の対象者で、次の①~④すべてを満たす方 ①当協会の保証対象要件に該当する中小企業者(法人)であること ②引き続き2年以上事業を営み、決算書を2期(1期12か月)提出できること ③公租公課について完納していること ④実態バランスシートにおいて債務超過でないこと	財務要件型 無保証人保証	0.36~1.52%	令和9年3月31日 保証申込(当協会 受付)分まで

*財務要件型無保証人保証の詳細はP10をご覧ください。

滋賀県内各市町の保証料・利子補助について(令和8年4月1日現在)

*詳細については、各市町へご照会ください。

【保証料補助】

市町名	対象資金	補助内容	開始時期等	
守山市	①セーフティネット資金(新規枠)(借換枠) (ただし、a.令和2年3月5日以降に中小企業信用保険法第2条第5項第4号、b.平成20年10月31日以降に第5号の市町長の認定を受けたもの。伴走支援型特別保証を除く) ②開業資金(創業枠)(創業サポート枠)(女性創業枠)	【補助率】支払済保証料の1/2 (ただし、①セーフティネット資金の借換枠を利用する場合は、増額された融資額に対して支払った信用保証料の1/2、②特定創業支援事業証明者の場合は保証料全額補助)	【利用回数と限度額】 ①aについては、経済産業省が指定する同一の事由(場合)ごとに1事業者1回。bについては1事業者あたり1回。(ただし、1事業者の上限は50万円) ②上限30万円 (ただし、特定創業支援事業証明者の場合は60万円)	①平成21年1月9日から令和10年3月31日まで ②平成29年4月1日から令和11年3月31日まで
栗東市	①経営支援資金(小規模企業者特別枠)(小規模企業者枠) ②セーフティネット資金(新規枠)(借換枠)(経営力強化新規枠)(経営力強化借換枠) ③緊急経済対策資金(新規枠)(借換枠) ④開業資金(創業枠)(創業サポート枠)(女性創業枠)	【補助率】 ①～③は支払済保証料の2/10 ④は支払済保証料の3/10	【利用回数と限度額】 複数回可能 (ただし、1事業者の上限は50万円)	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

【利子補助】

市町名	対象資金	補助内容	開始時期等	
野洲市	①経営支援資金(小規模企業者枠) ②セーフティネット資金(新規枠)(借換枠) (平成20年10月31日から令和8年3月31日までの間に中小企業信用保険法第2条第5項及び6項の市町長の認定を受けたもの)	【補助率】 年0.40% (セーフティネット資金のみ、利子補助金の限度額が5万円で、申請可能回数は1事業者あたり1回のみ)	【補助期間】 前年の4月1日からその翌年の3月31日まで	令和8年6月上旬から令和8年7月下旬まで
高島市	①滋賀県中小企業振興資金制度融資「開業資金」 (平成27年9月1日以降に融資実行されたもの)	【補助率】 年1.00% (年度内における1事業者の補助限度額は15万円)	【補助期間】 36か月	平成28年4月1日から令和9年3月31日まで
東近江市	①滋賀県中小企業振興資金制度融資「開業資金」 (補助対象の融資は3,000万円を限度)	【補助率】 年1.00%	【補助期間】 融資を受けた月から36か月	平成25年7月1日から

信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会が中小企業・小規模事業者の方の委託に基づいて行う信用保証の対価として、委託された中小企業・小規模事業者の方にお支払いいただくものです。

この信用保証料は、信用保証協会の適正な運営を行うため、直接利用者に負担していただくもので、日本政策金融公庫の信用保険料、信用保証協会の業務費、損失負担（代位弁済等）に充当しています。

中小企業・小規模事業者の方が、信用保証協会の保証を受け、金融機関から融資を受けられたときは、所定の信用保証料を金融機関を通して信用保証協会に支払っていただきます。

信用保証料の計算式

信用保証料は、貸付金額・保証料率・保証期間・返済方法等を計算基盤にして一定の計算式で算出します。

【期日一括返済の場合】

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間（月数）} \times 1/12$$

【均等分割返済の場合】

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間（月数）} \times 1/12 \times \text{回数別係数}$$

* 保証期間は貸付実行日から保証期日までです。1か月未満の端数（日数）が生じた場合は、1か月として算出します。

◆回数別係数◆

保証期限までの分割返済の回数に応じて、係数が決まります。

回数別区分	6回以下	7～12回	13～24回	25回以上
係数	0.70	0.65	0.60	0.55

信用保証料率（リスク考慮型保証体系）

中小企業者の財務内容等に応じて、下表のとおり9段階となります。また、責任共有制度に該当する場合の「責任共有保証料率」と該当しない場合の「信用保証料率」に区分されます。

例外として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）・流動資産担保融資保証等の特別な保証には、一定の保証料率が適用されます。

なお、最終的な保証料率は、個別に中小企業者の定性要因を加味して協会が決定します。

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証料率)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
信用保証料率 (特殊保証料率)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

*「責任共有保証料率」とは、信用保証協会と金融機関がリスクを分担している保証制度の保証料率となります。

*「特殊保証料率」は、手形割引根保証、当座貸越根保証及び事業者カードローン根保証に適用します。

*「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

*「信用保証料率」は、保証委託額に対する率であり、責任共有制度対象外の保証制度に適用します。

事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）について

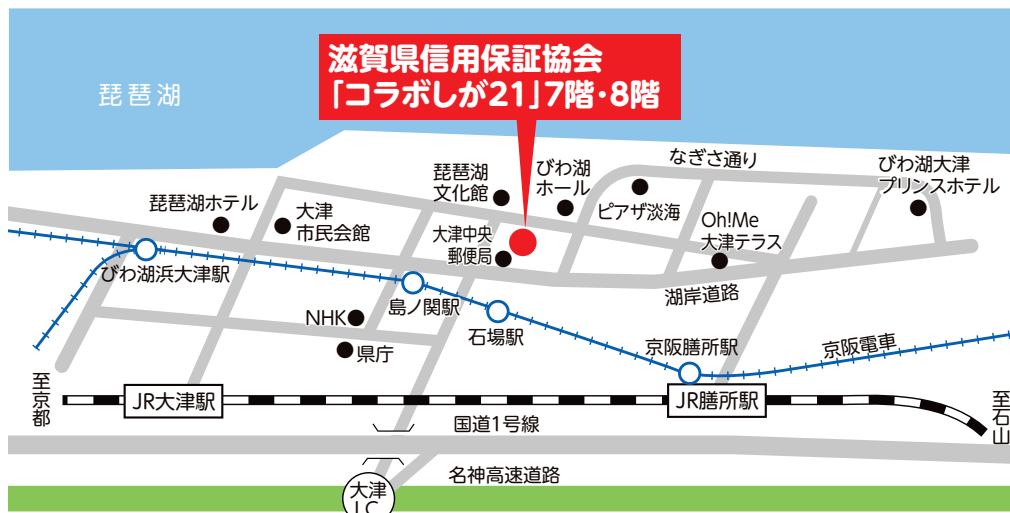
要件を満たす場合、信用保証料率を上乗せすることで経営者保証を提供しないこととすることが可能です。

- 対象：無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険または事業再生保険のうち、制度上経営者保証を徴求しないとなっているもの以外。
- 保証料上乗せ整理表

	(直前決算期) 債務超過でない	(直前決算期) 債務超過である
(申込日の直前2期の決算) 減価償却前経常利益：いずれかが赤字でない	所定料率+0.25%	所定料率+0.45%
(申込日の直前2期の決算) 減価償却前経常利益：いずれも赤字である	所定料率+0.45%	事業者選択型制度の対象外
法人設立後2事業年度の決算が未了	財務要件を問わず	所定料率+0.45%

信用保証料率表 (令和8年4月1日)

区分	制度名	カテゴリ (財務諸表がない場合は⑤を適用)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	割引	
			法人 CRD ①	個人 CRD ②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保 (*1)	会計参与 (*2)
協会制	一般保証	法人 CRD ①	0~20	21~30	31~36	37~45	46~55	56~60	61~66	67~72	73~100	有担保 (*1)	会計参与 (*2)
	提携ローン (スピードパッケージ・ウィズ2.0 2.4)	個人 CRD ②	0~32	33~42	43~51	52~63	64~74	75~76	77~83	84~94	95~100	有担保 (*1)	会計参与 (*2)
	プロパー協調融資同時実行の場合	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	—
	当座貸越 (貸付専用型) 根保証	責任共有保証料率	—	—	—	1.35%	1.15%	1.00%	0.70%	0.50%	0.35%	—	—
	事業者カードローン根保証	責任共有保証料率	—	—	—	1.20%	1.00%	0.85%	0.65%	0.45%	0.30%	—	—
	カード Smile	責任共有保証料率 (特殊保証)	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%	△0.1%	—
	全国小口保証	信用保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	△0.1%	—
	プロパー協調融資保証 (アシストライン) (法人)	信用保証料率	1.98%	1.80%	1.62%	1.44%	1.21%	0.99%	0.81%	0.63%	0.45%	△0.1%	—
	(アシストライン) (個人)	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	—	△0.1%
	青色申告特別控除の適用を受けていない場合等	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.25%	1.15%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	—	△0.1%
	短期継続融資保証 (通常枠) (ケイゾク (通))	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	—
	短期継続融資保証 (税理士連携枠) (ケイゾク (税))	責任共有保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%	—
	短期継続融資保証 (金融機関モニタリング枠) (ケイゾク (金))	責任共有保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%	—
	中小会計要領評価保証 (会計力)	責任共有保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%	—
	事業承継サポート保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.15%	—	—	—	—	—	△0.1%
	財務要件型無保証人保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	—
	(財務要件型無保証人保証割引制度 (ロングラン70財務型) 適用)	責任共有保証料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%	—	△0.1%
	事業性評価保証 (リレーション)	責任共有保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%	—
	特別大口無担保保証 (ロングラン70)	責任共有保証料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%	—	—
	SDGs トライアル保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	—
	目標達成できた場合	責任共有保証料率	1.70%	1.55%	1.35%	1.15%	0.95%	0.80%	0.60%	0.40%	0.25%	△0.1%	—
	SDGs ステップアップ保証	責任共有保証料率	1.70%	1.55%	1.35%	1.15%	0.95%	0.80%	0.60%	0.40%	0.25%	△0.1%	—
	経営力強化保証 (経営安定関連保証 5号借換枠)	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.80%	—	—	—	—	—	—
	(一般保証新規枠、借換枠)	責任共有保証料率	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	0.80%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%	△0.1%	—
	青色申告特別控除の適用を受けていない場合等	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.15%	—	—	—	—	—	—
	流動資産担保融資保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.68%	—	—	—	—	—	—
	特定社債保証	責任共有保証料率	1.76%	1.60%	1.44%	1.28%	1.08%	0.88%	0.72%	0.56%	0.40%	△0.1%	—
	経営安定関連保証 1~4, 6号	信用保証料率	—	—	—	—	0.90%	—	—	—	—	—	—
	経営安定関連保証 5, 7, 8号	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.80%	—	—	—	—	—	—
	創業関連保証	信用保証料率	—	—	—	—	1.00%	—	—	—	—	—	—
(商工会・商工会議所連携割引制度適用)	信用保証料率	—	—	—	—	0.90%	—	—	—	—	—	—	
(大学連携割引制度適用)	信用保証料率	—	—	—	—	0.50%	—	—	—	—	—	—	
再挑戦支援保証	信用保証料率	—	—	—	—	1.00%	—	—	—	—	—	—	
スタートアップ創出促進保証	信用保証料率	—	—	—	—	1.20%	—	—	—	—	—	—	
(大学連携割引制度適用)	信用保証料率	—	—	—	—	0.70%	—	—	—	—	—	—	
事業承継特別保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	—	
専門家の確認を受けた方	責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	—	—	
経営承継関連保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	—	
(特別小口保険)	信用保証料率	—	—	—	—	0.95%	—	—	—	—	—	—	
経営承継準備関連保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	—	
(特別小口保険)	信用保証料率	—	—	—	—	0.95%	—	—	—	—	—	△0.1%	
特定経営承継関連保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	—	
(特別小口保険)	信用保証料率	—	—	—	—	0.95%	—	—	—	—	—	—	
特定経営承継準備関連保証	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.15%	—	—	—	—	—	△0.1%	
経営承継借換関連保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	—	
専門家の確認を受けた方	責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	—	—	
(特別小口保険)	信用保証料率	—	—	—	—	0.95%	—	—	—	—	—	—	
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.70%	—	—	—	—	—	△0.1%	
信用保証料率	—	—	—	—	—	0.80%	—	—	—	—	—	—	
事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	信用保証料率・責任共有保証料率	—	—	—	—	0.40%	—	—	—	—	—	—	
事業者選択型	一般保証 (0.25%上乗せ)	責任共有保証料率	2.10%	1.95%	1.75%	1.55%	1.35%	1.20%	1.00%	0.80%	0.65%	—	
一般保証 (0.45%上乗せ)	責任共有保証料率	2.30%	2.15%	1.95%	1.75%	1.55%	1.40%	1.20%	1.00%	0.85%	—	—	
経営者保証	信用保証料率	—	—	—	—	1.10%	—	—	—	—	—	—	
提供促進特別保証 (国補助制度)	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.30%	—	—	—	—	—	△0.1%	
経営安定関連保証4号 (0.25%上乗せ)	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.00%	—	—	—	—	—	—	
経営安定関連保証5号 (0.25%上乗せ)	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.20%	—	—	—	—	—	—	
経営安定関連保証5号 (0.45%上乗せ)	責任共有保証料率	—	—	—	—	1.20%	—	—	—	—	—	—	
プロパー融資借換特別保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	—	
協働支援型	プロパー協調型	責任共有保証料率	1.27%	1.17%	1.04%	0.90%	0.77%	0.67%	0.54%	0.40%	0.30%	—	
特別保証	モニタリング強化型	責任共有保証料率	1.43%	1.32%	1.17%	1.02%	0.87%	0.75%	0.60%	0.45%	0.34%	—	
モニタリング強化型特別保証	責任共有保証料率	0.95%	0.88%	0.78%	0.68%	0.58%	0.50%	0.40%	0.30%	0.23%	—	—	
小規模企業者枠	責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%	—	—	
経営支援資金	小規模企業者特別枠	信用保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.70%	0.50%	—	—
経営者保証	一般保証・経営安定関連保証5号	責任共有保証料率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
非提供促進枠	経営安定関連保証4号 (0.25%上乗せ)	信用保証料率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
経営安定関連保証4号 (0.45%上乗せ)	信用保証料率	—	—	—	—	1.25%	—	—	—	—	—	—	
新規枠	責任共有保証料率	1.75%	1.60%	1.40%	1.20%	1.00%	0.85%	0.65%	0.45%	0.30%	—	△0.1%	
借換枠 (経営安定関連保証5号)	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.80%	—	—	—	—	—	—	
借換枠 (経営安定関連保証5号)	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.80%	—	—	—	—	—	—	
経営力強化枠	一般保証	責任共有保証料率	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%	△0.1%	
青色申告特別控除の適用を受けていない場合等	責任共有保証料率	1.82%	1.67%	1.47%	1.27%	1.07%	0.92%	0.72%	0.52%	0.37%	△0.02%	—	
再生支援枠	事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	信用保証料率・責任共有保証料率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業承継枠	責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	△0.1%	
事業承継特別保証 (専門家の確認を受けた方)	責任共有保証料率	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.40%	0.30%	0.20%	—	—	
がんばる企業応援枠 (協働支援型特別保証)	プロパー協調型	責任共有保証料率	1.15%	1.10%	1.04%	0.90%	0.77%	0.67%	0.54%	0.40%	0.30%	—	
がんばる企業応援枠2 (モニタリング強化型特別保証)	モニタリング強化型	責任共有保証料率	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.87%	0.75%	0.60%	0.45%	0.34%	—	
GX・DX推進枠	責任共有保証料率	0.95%	0.88%	0.78%	0.68%	0.58%	0.50%	0.40%	0.30%	0.23%	—	—	
CO2ネットゼロ	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	—	
女性活躍推進枠	責任共有保証料率	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%	—	—	
三つ星の場合	責任共有保証料率	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%	—	—	
二つ星の場合	責任共有保証料率	1.50%	1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.60%	0.40%	0.20%	0.15%	△0.1%	—	
一つ星の場合	責任共有保証料率	1.70%	1.55%	1.35%	1.15%	0.95%	0.80%	0.60%	0.40%	0.30%	—	△0.1%	
短期事業資金	通常枠	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	—
創業枠 (創業関連保証)	信用保証料率	—	—	—	—	1.00%	—	—	—	—	—	—	
(スタートアップ創出促進保証)	信用保証料率	—	—	—	—	1.20%	—	—	—	—	—	—	
創業枠 (一般保証)	責任共有保証料率	1.82%	1.67%	1.47%	1.27%	1.07%	0.92%	0.72%	0.52%	0.37%	△0.02%	—	
創業サポート枠 (創業関連保証)	信用保証料率	—	—	—	—	0.50%	—	—	—	—	—	—	
(大学連携割引制度適用)	信用保証料率	—	—	—	—	0.00%	—	—	—	—	—	—	
(スタートアップ創出促進保証)	信用保証料率	—	—	—	—	0.70%	—	—	—	—	—	—	
(大学連携割引制度適用)	信用保証料率	—	—	—	—	0.20%	—	—	—	—	—	△0.1%	
創業サポート枠 (一般保証)	責任共有保証料率	1.32%	1.17%	0.97%	0.77%	0.57%	0.42%	0.22%	0.02%	0.00%	△0.02%	—	
(大学連携割引制度適用)	責任共有保証料率	—	—	—	—	0.00%	—	—	—	—	—	—	
女性創業枠 (創業関連保証)	信用保証料率	—	—	—	—	0.70%	—	—	—	—	—	—	
(スタートアップ創出促進保証)	信用保証料率	—	—	—	—	0.90%	—	—	—	—	—	—	
北部振興枠 (創業関連保証)	信用保証料率	—	—	—	—	0.70%	—	—					



- JR琵琶湖線 大津駅より徒歩 約20分
- 膳所駅より徒歩 約15分
- 膳所駅より京阪電車のりかえ石場駅より徒歩 約4分
- 近江鉄道バス「商工会議所前」下車 約2分

部署名		直通電話番号	FAX	業務担当区分	
7階	保証部	保証第1課	077-511-1321	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・事業承継支援
		保証第2課	077-511-1322		保証審査調査・創業支援・創業相談
		創業支援課	077-511-1320		保証書発行・契約・担保等事務管理
		事務統括課	077-511-1325		経営支援・再生支援・事業承継支援
	経営支援部	経営支援課	077-511-1323		経営相談・経営支援・事業承継支援
		経営相談課			求償債権管理・回収
		管理第1課			077-511-1330
管理部	管理第2課	077-511-1360	077-521-2189	人事・庶務・経理	
	調整課	077-511-1340		保証業務企画・推進・広報・諸計画進行管理	
	総務課	077-511-1300		システム企画・運用・管理・デジタル化の推進等	
8階	総務企画部	企画課	077-511-1310		
		システムデジタル課	077-511-1315		

〒520-0806 大津市打出浜2-1 「コラボしが21」7階・8階

TEL 077-511-1300 (代表)

<https://www.cgc-shiga.or.jp>

滋賀県信用保証協会

検索



きっかけは、その保証でありたい
滋賀県信用保証協会

